

避難所運営マニュアル別冊

避難所におけるペット対応Q&A

「避難所におけるペット対応マニュアル」の内容について、具体的な質問に対する回答を掲載しています。マニュアルとあわせて御利用下さい（令和2年9月作成）。

目次

Q1. なぜ、避難所でペットを受け入れなければならないのか。	3
Q2. ペットを避難所に連れていきたいが何を持っていけばよいか。	3
Q3. ペットの飼養場所はどこにすればいいか。	3
Q4. 雨が降っているが、屋内にペットを受け入れられる場所が無い。	4
Q5. 校舎の上層階を飼養場所としたいが、どのように受け入れればよいか。	4
Q6. ペット同行避難者専用の受付を設置したいが、どこにすればよいか。	4
Q7. 避難所で受入れができないペット（特定動物・特定外来生物）はどのように判別すればよいか。	5
Q8. 避難所で受入れが困難なペット（大型犬など）はどのようにすればよいか。	5
Q9. 電話で、受入れのできない（困難な）ペットの受入相談があった場合は、どのように回答すればよいか。	5
Q10. 犬（猫）を連れてきたがケージ（リード）を持っていない。	6
Q11. 「飼い主の会」の運営はどのように行えばよいか。	6

Q12. 飼養ルールをどのように周知・徹底させればよいか。	6
Q13. ペット飼養場所の衛生管理はどのように行えばよいか。	7
Q14. 糞尿の処理はどのようにすればよいか。	7
Q15. 屋内で糞尿をしてしまった。	7
Q16. 悪臭がするのでどうかしてほしいと相談を受けた。	7
Q17. 犬が吠えてしまいうるさいと相談を受けた。	8
Q18. 一部のペット同行避難者が帰り始めたが、清掃等はどうすればよいか。	8
Q19. 避難所閉鎖時の現状復旧（清掃・消毒）はどのように行えばよいか。	8
Q20. ペットの餌がない、なくなってしまった。	9
Q21. ペットの具合が悪いのでどこかに相談したい。	9
Q22. 避難中にペットがけがをしてしまった場合どうすればよいか。	9
Q23. 避難所でペットが亡くなってしまった場合どうすればよいか。	10
Q24. 避難所周辺で犬（逃げ出したペット）がうろうろしており危険な場合どうすればよいか。 ..	10
Q25. 避難所でペット同士のトラブルが生じてしまった場合どうすればよいか。	10

Q1	なぜ、避難所でペットを受け入れなければならないのか。
A	<p>近年の災害では、ペットの飼い主が避難をためらって被災したり、一旦ペットを置いて避難した後、様子を見るために家に戻って被災したりする例がありました。このため国は、飼い主がペットを伴って避難所に向かう「ペット同行避難」を基本としています。ペット同行避難の第一目的は「人の安全」です。その他に、発災時にペットが家から逃げ出して、他人に危害を加えることを防ぐ目的もあります。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P2

Q2	ペットを避難所に連れていきたいが何を持っていけばよいか。
A	<p> <input type="checkbox"/> ケージ（又はクレート、キャリーバッグ） <input type="checkbox"/> 首輪（又は胴輪、予備）、犬はリード（伸びないもの） <input type="checkbox"/> 療法食、薬 <input type="checkbox"/> ペットフードと水（少なくとも5日分 [できれば7日以上]）、食器 <input type="checkbox"/> ペットシート、糞尿の処理用具、トイレ用品（使い慣れた猫砂等） </p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P23、25、27、29、30

Q3	ペットの飼養場所はどこにすればいいか。
A	<p>敷地内の屋外を基本としますが、下記のポイントに注意しながら飼養場所をあらかじめ協議してください。</p> <p>【飼養場所のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所 2. ペットと人との動線が交わらない場所 3. 鳴き声や臭いが人の居住区画にできるだけ届かない場所 4. できるだけ動物種ごとに別々の場所 <p>【雨風を避けられる場所の例】</p> <p>空き教室、昇降口、倉庫、渡り廊下、ピロティ、駐輪場、テント</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P5、6

Q4	雨が降っているが、屋内にペットを受け入れられる場所が無い。
A	テントやピロティ、駐輪場、倉庫等でブルーシート等を活用して飼養スペースを作ってください。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P5、6

Q5	校舎の上層階を飼養場所としたいが、どのように受け入れればいいか。
A	教室など屋内を飼養スペースにする場合は、現状復帰ができるように、持ち出せる机、椅子などは他のスペースへ移動する、ブルーシートを敷く等して飼養スペースを作ってください。また、人の居住区画と離す観点から、屋上へ続く階段の踊り場なども例として考えられます。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P9～11

Q6	ペット同行避難者専用の受付を設置したいが、どこにすればいいか。
A	<p>動物アレルギーの方や、動物が苦手な方との接触が避けられる場所、飼養スペースに近い場所等に設置してください。</p> <p>可能であれば、受付から飼養スペースへの誘導までが、人の動線と重ならないように設置できるのが望ましいです。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P8

Q7	避難所で受入れができないペット（特定動物・特定外来生物）はどのように判別すればよいか。
A	<p>特定動物及び特定外来生物でないかを飼い主に確認してください。これらの飼養には許可が必要なので、飼い主が把握しています。</p> <p>また、大型の動物や多数の動物、特別な設備が必要な動物などについても、他の避難者の安全確保の観点から、避難所での管理が可能か、検討するようにしてください。</p> <p>【さいたま市で飼養されている主な特定動物・特定外来生物】 ワニガメ、ニシキヘビ、カイマン（ワニ）、カミツキガメ など</p> <p>※特定動物及び特定外来生物は、非常時の応急措置の場合を除き、許可を受けた「おり」や「水槽」から外に出すことが法で禁じられています。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P4

Q8	避難所で受入れが困難なペット（大型犬など）はどのようにすればよいか。
A	<p>非常時の場合は、一時的に受け入れ、鎮静化後の速やかな移動を飼い主に促してください。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P4、15、17

Q9	電話で、受入れのできない（困難な）ペットの受入相談があった場合は、どのように回答すればよいか。
A	<p>受入れができない（困難）であることを伝えた上で、在宅避難が可能かを確認してください。動物にとって避難所はストレスや不便が多く、在宅できるのであれば動物にはその方が望ましいです。</p> <p>※危機が差し迫っており、在宅避難が安全でない場合には、丈夫なキャリーケースに入れて出さず、沈静化後、速やかに自宅に戻るか知人等に預けるといった条件で受入れができないか検討してください。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	-

Q10	犬（猫）を連れてきたがケージ（リード）を持っていない。
A	<p>丈夫な縄等で係留してください。係留できない場合は、危機が去るまでの間の緊急的な措置として、飼い主が付き添うことを前提に、一時的に飼養スペースに入れます（可能であれば、通常の飼養スペースとは別途にスペースを設けます）。危機が去った際には、飼い主にケージやリードを確保していただいた上で、必要があれば改めて避難所に受け入れることとなります。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P5、6

Q11	「飼い主の会」の運営はどのように行えばよいか。
A	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所運営委員会環境班（以下環境班）の指導の下、飼い主全員から数名の代表者を選出してください。（目安：5～10組に1人） (2) 避難者や飼い主へのルールの周知、情報共有等、飼い主全員が協力してペットの管理が行えるようにしてください。 (3) 環境班から運営を引き継ぎ、また、必要な情報を環境班に報告します。 (4) 代表者は必要に応じて避難所運営委員会が開催するミーティングに出席します。 (5) 飼い主同士の情報共有のため、定期的にミーティングを行います。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P9

Q12	飼養ルールをどのように周知・徹底させればよいか。
A	<p>受付時に飼い主へ飼養ルール等について説明を行い、飼養ルールへの理解と協力を促すことが肝要です。受け入れ後も、飼養ルールを目につきやすい場所に張り出すなどし、周知に努めます。</p> <p>※予めチラシの原稿を作っておくと、説明や掲示に便利です。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P14、参考様式集「避難所における飼養ルール」

Q13	ペット飼養場所の衛生管理はどのように行えばよいか。
A	床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用します。飼い主の会（立ち上げ前は飼い主）に糞尿の処理および清掃・消毒を適切に行わせてください。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P9～13

Q14	糞尿の処理はどのようにすればよいか。
A	飼い主にトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れさせ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れさせてください。散歩中に排泄させる場合は、避難所からなるべく離れた場所で排泄させ、糞は飼い主にビニール袋で回収させてください。尿は飼い主に水で流させてください。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P11、12

Q15	屋内で糞尿をしてしまった。
A	飼い主にビニール袋等に回収および清掃・消毒させてください。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P11、12

Q16	悪臭がするのでどうにかしてほしいと相談を受けた。
A	飼い主の会と一緒に原因を考えて対処してください。考えられる原因は、糞尿の処理の仕方が悪い、ペットの飼養スペースと人の避難スペースが近い等です。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P11、12

Q17	犬が吠えてしまいうるさいと相談を受けた。
A	<p>犬を十分に運動させさせてください。吠えの原因は様々ですが、運動はどの原因にも効果があります。相談者には、飼い主の安全のために犬と同行避難していることを環境班から説明し、理解を得られるよう努めてください。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P12

Q18	一部のペット同行避難者が帰り始めたが、清掃等はどうすればよいか。
A	<p>各飼い主が、使用した場所を清掃消毒することが原則です。飼い主の会（立ち上げ前は環境班）で清掃のルールを決めてもらってください。</p> <p>全体的な清掃が必要な際に、既に帰宅した飼い主に連絡を取り、協力を得る方法もあります。ただし、その場合には、受入時に説明し飼い主の理解を得ることが重要です。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P13

Q19	避難所閉鎖時の現状復旧（清掃・消毒）はどのように行えばよいか。
A	<p>現状復旧は飼い主が行います。飼い主の会（立ち上げ前は環境班）で清掃・消毒方法を決めてもらってください。飼い主の会代表者と各飼い主が連絡先を交換し、清掃日に召集するとよいでしょう。</p> <p>【清掃・消毒方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレシートやビニールシートを用いた場合には、たたんで、可能であればビニール袋で包むなどして廃棄する。 ・屋外または土足スペースの場合は水で洗い流す。 ・必要に応じて塩素系消毒液で拭き掃除を行う。 ・匂いがある場合には、窓を開けるなど換気を行う（半日程度）。
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P13

Q20	ペットの餌がない、なくなってしまった。
A	<p>避難所の備蓄品にはペットの餌は含まれていないため、飼い主に持参してもらうことが原則です。災害時には動物救援対策本部が設置されるため救援物資として要請を行うことが可能ですが、支援が届くまでには数日を要すると考えられます。どうしてもなくなってしまい、手に入らない場合には、飼い主の会の中で解決が出来るか話し合ってもら必要があります。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	P5、16

Q21	ペットの具合が悪いのでどこかに相談したい。
A	<p>飼い主にかかりつけの動物病院に連絡してもらってください。つながらない、緊急を要する場合等は他の動物病院（夜間救急動物病院含む。）でも構いません。</p> <p>※業務時間であれば動物愛護ふれあいセンターに相談することもできますが、個別具体的な治療方法や治療費等に関する質問への回答は困難です。また、センターで治療を受けることはできません。</p> <p>動物愛護ふれあいセンター（桜区神田 950-1） TEL：048-840-4150 業務時間：火～土曜日 8:30～17:15</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	-

Q22	避難中にペットがけがをってしまった場合どうすればよいか。
A	<p>発災後しばらくは動物病院も閉まっているので、ペットがけがをした場合には、初めに飼い主自身で応急処置をお願いします。また、ペットのケガが悪化しないようクレートの中などで安静にさせてください。方法がわからない場合などは、かかりつけの獣医師に電話などで指示を仰ぎ、災害が落ち着いたら、受診してください。動物病院も被災するので、受診可能かどうか確認し、受診が難しければ他の動物病院にもあたってください。</p> <p>応急処置の参考：環境省「ペットも守ろう防災対策」</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	-

Q23	避難所でペットが亡くなってしまった場合どうすればよいか。
A	<p>死体の回収については、飼い主が各区くらし応援室または、民間等のペット葬儀社に依頼してください。回収までの間、死体は衛生管理の必要性から人の出入りが少ない涼しい場所でコンテナボックスやビニール袋などで密閉して保管をお願いします。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	-

Q24	避難所周辺で犬（逃げ出したペット）がうろうろしており危険な場合どうすればよいか。
A	<p>安易に近づかないようにしてください。飼い主が判明している場合は、飼い主自身が捕まえるのが前提となります。飼い主不明の犬に関しては、最寄りの警察署（110番）か動物愛護ふれあいセンターにご連絡ください。犬以外の動物は捕獲できません。</p> <p>動物愛護ふれあいセンター（桜区神田 950-1） Tel：048-840-4150 業務時間：火～土曜日 8:30～17:15</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	-

Q25	避難所でペット同士のトラブルが生じてしまった場合どうすればよいか。
A	<p>ペット同士のトラブルに関しては、飼い主同士での解決をお願いします。トラブルが起きないように、ペットはキャリーケースに入れるなどペット同士が接触させないことが前提となります。</p> <p>また、ペット同士の接触等による疾病予防の観点から予防接種などの定期的な疾病対策が大切です。</p>
「避難所におけるペット対応マニュアル」参照先	-